

令和4年4月4日

渡辺哲三氏、桑原久夫氏  
代理人弁護士 藤井裕子先生 阿部克臣 先生  
Fax: [REDACTED]

〒 [REDACTED] 東京都港区虎ノ門 [REDACTED]

TEL: [REDACTED] FAX: [REDACTED]

山岸純法律事務所  
豊洲町会  
代理人弁護士 山岸 純

### ご連絡

前略

豊洲町会の代理人として、令和4年4月1日付ファクシミリにつき、ご連絡申し上げます。

「第70回定期総会は無効」とは、保全抗告決定のどこにも記載がありません。「第70回総会第6号議案会則改正の決議が無効」と勘違いされたのでしょうか。

また、「平成31年4月1日～令和2年3月31日の会計監査」は、既に渡辺哲三氏桑原久夫氏によって行われております。

「令和2年4月1日～令和3年3月31日会計監査」「会計監査をする権利義務があり」とのことですが、例えば、退任（解任を含む）した株式会社の監査が任期中の監査を行う「権利」はどのような理屈によって生じるのでしょうか。仮に、「義務」があったとしても、「渡辺哲三氏、桑原久夫氏は、〇〇期間の会計監査をしなければならない、との判決を求める」といった請求の趣旨は成り立つのでしょうか。

このあたり、ご説明いただければ幸いです。

なお、先般のファクシミリ中に当職の誤解があったようです。「渡辺哲三氏」が豊洲町会会員ではなく、同氏が関係している「株式会社三栄堂（豊洲4丁目にある「さくら」を運営している会社と思料します）」、「株式会社豊洲ピア」が会員（商友会）とのことでした。

いずれにせよ、後者からは町会費の支払いを確認できていないとのことでした。

最後に、今さらの話として恐縮なのですが、「渡辺哲三氏」は豊洲町会会員ではないとのことなので、どのような法的根拠により、くだんの請求の趣旨5項（令和4年3月14日付訂正申立書記載）が成り立つのでしょうか。  
次回期日までに当事者適格に関する主張を行う予定です。

草々